

平成27年12月4日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成27年12月4日(金) 午後2時 J A紀南購買センター・コピア 2階

農業委員数39名

出席者33名

1番 山崎 清弘	2番 玉置 俊裕	3番 桑原 壽	4番 棒引 昭治
	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 更井 寛司	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 皿田 功
13番 田淵 宏	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	24番 寒川 加代子
	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	
37番 峯園 五郎	38番 石谷 強	39番 蔭地 明一	

欠席者	5番 市橋 宗行	17番 泉 雅行	20番 青木 登
	25番 玉置 伸	29番 坂本 茂久	36番 松本 忠巳

事務局	局長 愛須 誠	農地係長 岡内 伸午	主査 松平 忠敏
会議録署名委員	3番 桑原 壽	4番 棒引 昭治	

議長 皆さん、こんにちは。やっと、冬らしい気候になって来ました。昨日、一昨日と東京で全国農業委員会代表者集会と農業者年金加入推進セミナーがあり、私と局長とで行ってまいりました。今年度、TPPや皆さんのお手元にお配りしている農業委員改正法も大筋で決まったということで、大会の方も何ら質問や異議もなく、すんなりと通ったようでございます。また、田舎暮らしをしたい方の相談窓口でありますふるさと回帰支援センターを訪ね、現状をお聞きいたしました。30歳代の方の申し出がたくさんあるようでございますが、帰ってこられても生計が成り立たないというのが実情らしいです。マスコミの上辺だけの情報を鵜呑みして来られるので、そこら辺をきちんと説明していかねばならないということをお聞きされました。田舎暮らしをするのなら農協ともタイアップしながら話を進めてくださいよということで、作ったものが売れないようでは駄目ですし、農協に技術とかそういった方面に協力いただいて自立できるようにしていただきたいということを担当者の方ともお話しいたしました。皆さんの身近にも都会の方から来て農業を目指している方々もおられると思いますが、農業委員会として声を掛けていただければと思っております。

議長 それでは、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございますので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上 まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告します。1番、〇〇〇

字〇〇〇〇、地目は田、面積は446㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成27年11月13日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は4,756㎡です。他1筆、合計5,638㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成27年11月18日です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、地目は田、面積は300、他5筆、合計1,301㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成27年11月19日です。以上、報告させていただきます。

議 長

はい。ありがとうございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長

ないようにございますので、報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上

続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の840㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成28年1月1日から平成42年12月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の950㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年1月1日から平成30年12月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,305㎡、他13筆、合計5,453㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅と水稻、期間は平成28年1月1日から平成30年12月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,037㎡、他1筆、合計3,254㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間2万5千円、持参払い、期間は平成28年1月1日から平成30年12月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の579㎡、他4筆、合計4,892㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅とみかん、年間4万円、持参払い、期間は平成28年1月1日から平成33年12月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,607㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年1月1日から平成30年12月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の456㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円、持参払い、期間は平成28年1月1日から平成29年12月31日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2,756㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年1月1日から平成38年12月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1,019㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年1月1日から平成28年12月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の644㎡、

他2筆、合計1,632㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成28年1月1日から平成33年12月31日の更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の208㎡、他1筆、合計761㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、期間は平成28年1月1日から平成30年12月31日の更新です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の159㎡、他1筆、合計791㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成28年1月1日から平成30年12月31日の更新です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の293㎡、他1筆、合計552㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成28年1月1日から平成30年12月31日の更新です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の287㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成28年1月1日から平成30年12月31日の更新です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の287㎡、他1筆、合計440㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成28年1月1日から平成38年12月31日の更新です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の647㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成28年1月1日から平成32年12月31日の更新です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の170㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間1,600円、持参払い、期間は平成28年1月1日から平成33年12月31日の更新です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の293㎡、他3筆、合計1,346㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米一俵、持参払い、期間は平成28年1月1日から平成32年12月31日の更新です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の453㎡、他1筆、合計1,163㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成28年1月1日から平成30年12月31日の新規です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の468㎡、他3筆、合計1,617㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成28年1月1日から平成30年12月31日の新規です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の794㎡、他2筆、合計2,092㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間白米3斗、持参払い、期間は平成28年1月1日から平成38年12月31日の更新です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の992㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、年間5千円、持参払い、期間は平成28年1月1日から平成33年12月31日の更新です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の956㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間白米1斗、持参払い、期間は平成28年1月1日から平成30年12月30日の新規です。24番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2,472㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年1月1日から平成37年12月31日の新規です。25番、〇

〇〇字〇〇〇〇、畑の545㎡、他3筆、合計3,273㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年1月1日から平成37年12月31日の新規です。合計25件、61筆、40,418㎡、貸手23名、借手20名です。この25件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いたします。

議 長 はい。ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。借り手の方は農業をされています。異議ございません。

議 長 はい、2番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。貸し手は親亡き後、和歌山から18年程通いながら、耕作しておりましたが、体調を崩したと高齢のため、後継者を探しておりましたが、借り手の親族の方がこちらに住んでいたことで話がまとまりました。異議ございません。

議 長 はい、4番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは青年就農者の申請で今回は畑3反ということですが、また、〇〇〇〇で2反余りの梅畑をするということで、異議ございません。

議 長 はい、5番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新で異議ございません。

議 長 はい、6番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番、7番は更新で異議ございません。8番も異議ございません。

議 長 はい、9番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、10番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。出来るだけ休耕地にならないようお互い助け合いをして作っていくということで、引き続いてお願いして作ってもらうことになりました。ただ、作り手で高齢の方もおられますので3年や5年の人もいます。10年後はうまく更新していくのかなと、ほとんど休耕地になるのではないかと心配しています。10番から19番まで、異議ございません。

議 長 はい、20番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。貸し手の方は高齢でまた病弱のため子供さんのところへ行っており、耕作していません。借り手の方は〇〇〇〇から1年ほど前に来まして、〇〇〇〇で家を借りています。異議ございません。

議 長 はい、21番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。21番、22番は更新で異議ございません。23番は21番、22番と同様に耕作するというので、異議ございません。

議 長 はい、24番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、25番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、ありがとうございます。以上25件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、お手元にあります、和歌山県農業公社に貸し付けられた農用地について、事務局から説明があります。

農振課 田上 この資料は今回の2件を含め、今までに和歌山県農業公社に貸し付けられた合計26件、101筆の農地が、その後、誰に貸し付けられたかということをもとめさせていただきました。また、右端の配分計画の欄ですが、この配分計画というのは貸し手から県農業公社への契約については利用権設定になりますが、農業公社から借り手への契約は配分計画ということになります。利用権設定がなされてから約1か月半が経ってから配分計画の認可がおりるということになりますので、この始期が利用権設定の始期から1か月ほど遅れての始期となっています。終期については利用権設定の期間に準じております。また、ご欄になっておいてください。公社へ農地を貸し付けた場合、ある一定の条件を満たせば、機構集積協力金という補助金を受け取れますが、条件がいくつかあり、一つ目は公社へ貸し付けるまでに1年間以上自ら耕作していたかということで、2親等以内の親族であれば、例えば親や子ども、兄弟が耕作していても対象になります。二つ目は貸し付けられた農地が2筆以上の隣接する農地であることが条件になります。1筆だけ公社へ貸し付けた場合は、協力金の対象にはなりません。また、2筆以上貸し付けたとしても、その農地が隣接しておらず、離れていた場合にも対象にはなりません。基本的にはこの2点が機構集積協力金の条件となります。

議 長 はい、ありがとうございます。もし、相談がございましたら委員の皆さんのご協力をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ちょっと質問です。2筆以上ということであるが、2筆で合計1反の人が補助金をもらえて、1筆で2反の人がもらえないのか。

農振課 田上 はい、そうです。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。以前、ある貸し手が所有地の一部を公社に貸そうとした時、所有地の全部を貸さないと対象にならないという説明を受けたことがあるのだが、2筆でよいというのはどういうことか。

農振課 田上 機構集積協力金というのは3種類あり、一つは地域集積協力金で、地域一帯のまとまった農地を農業公社へ貸し付けた場合に、その地域に支払われる補助金です。もう一つは、耕作者集積協力金で、これが2筆以上の農地を公社に貸し付けた場合に1反当たり2万円の補助金が出ます。残りの一つは、経営転換協力金で、自身の農地のほとんどを公社へ貸し付けた場合に、その貸付面積に応じて補助金を受け取れるというものです。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。隣接というのは少し離れていても駄目なのか。

農振課 田上 隣接については、農地を挟んで道路がある場合は対象になりますが、国道のような大きな道路は分断されていると見なされ対象となりません。例え

ば段々畑のような高さが違うという場合においても対象になります。隣接していなくても、一連の農作業に問題がないと国、県に認められた場合なども対象になります。

〇〇番 委員  
農振課 田上

〇〇番〇〇です。貸し手と借り手の双方に補助金が出るのか。  
耕作者集積協力は貸し手に1反当たり2万円の補助金、借り手に対しても1反当たり2万円の補助金があるが、これは公社へ貸し付けられたということは関係なく、果樹で6年以上、利用権設定もしくは配分計画で公社へ借りた場合対象になります。

〇〇番 委員  
農振課 田上  
議 長

〇〇番〇〇です。年齢の制限はあるのか。  
特に定められていません。  
はい、ありがとうございます。それでは定例委員会に移りたいと思います。  
本日の欠席委員さんは、5番 市橋宗行委員さん、17番 泉雅行委員さん、20番 青木登委員さん、25番 玉置伸委員さん、29番 坂本茂久委員さん、36番 松本忠巳委員さんより欠席の届けが出てございます。  
本日の会議録署名委員に、3番 桑原壽委員さん、4番 棒引昭治委員さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規程による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更願について、議案第6号農地等売渡あつせん申出について、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は635㎡、他1筆、合計1,065㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は247㎡、他2筆、合計693㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は294㎡、他3筆、合計2,373㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は363㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は366㎡、他11筆、合計3,922.65㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上5件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。親子であり、異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの隣接地です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは一人暮らしで、高齢となり、姪御さんに一括贈与することになりました。現在、大きな田を近所の方に耕作していただいております。営農計画書はあります。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。贈与ということで、異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。贈与ということで、異議ございません。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請5件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は922㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅3階建9戸1棟162㎡、駐車場外760㎡、合計922㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は用途外、隣接同意は不要、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は404㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設404㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12月1日に事務局から2名、〇〇〇〇委員と私の合計4名で現地調査を行いました。4条について説明させていただきます。1番、申請場所は〇〇〇〇、現況は水稻です。東側は道路、町内会館、西側と東側が市道、北側が道路、宅地です。転用理由は当該地は平成16年に親から相続しましたが、会社員のため維持するのに手一杯の状態、農業を続けるのも難しくなってきました。住環境も良いところなので、賃貸マンションへ転用を申請しますとのこと。転用内容は鉄筋コンクリート造り3階建て1棟、9部屋です。排水は合併浄化槽で処理、雨水と南側の集水桝へ流します。隣にマンションが建っております。2番、申請場所は



〇〇〇〇から西へ300m、現状は畑です。隣接状況は東側が宅地、西側が里道と雑種地、南側が里道と道路、北側が畑で水利組合はありません。転用理由は申請地は耕作者である父親が亡くなり、申請人が相続しましたが現住所から遠く、獣害もあり、農地を管理することが難しいため、太陽光発電に転用申請しますとのこと。転用内容は太陽光パネル144枚、23kW発電、切土、盛土なし。雨水は自然浸透及び南側の道路側溝へ流します。以上です。

議長 ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの言われたとおり、田1枚、その横については市道、また、その隣には町内会館とマンション1棟があります。道で囲まれた中にあります。サラリーマンで努めながらの農業は無理ということと周囲も家が建っており、異議ございません。

議長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議長 はい、議案第2号農地法第4条申請2件異議なしとのことでございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 4ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は172㎡、他1筆、合計373㎡、貸人が〇〇〇、〇〇〇〇、借人が〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅漬け場373㎡、着工日、工事期間は許可日から、農用地の内外は〇〇〇〇が当初抜き、〇〇〇〇が平成27年6月17日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。期間の定めのない使用貸借です。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は245㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1、222㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成27年2月16日に除外となっています。水利同意はございます。隣接同意については、3名の内、2名の方の同意が得られておりません。また、景観保全に関する市の許可についてですが、景観保全審議会の中でいろいろ協議していただいた結果、できる範囲で周囲に植栽してくださいとの条件を付けた上で、来週あたりに市が許可をおろす予定であると担当課から聞いています。県については植栽を記した図面を再度、提出してもらってから適合がどうかの判断を行う予定になっているということです。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上、2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より東へ200m、現況は休耕地、隣接状況についてですが、場所は2か所あり、既に梅漬け用のタンクが設置されています。一つ目は東側が本人所有の宅地、西側が田、南側が畑、北側が市道です。もう一つは、東側が畑、西側が田、南側が道路、北側が田で地元水利組合の同意があります。転用内容は梅漬け用タンク47本設置、他は進入路とフォークリフト作業場、盛土は約40cm、排水は東側の既設の水路と道路側溝へそれぞれ流します。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。引き続き、2番です。太陽光発電施設を作るということです。隣接の状況については冒頭に説明のあったとおりです。転用内容については太陽光パネル380枚、92kWの発電です。周囲にフェンスを張り、盛土は10cmから165cmにするということです。雨水は自然浸透及び東側の水路へ流すということです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。隣接同意と水利同意もございますので、許可せざるを得ないと思います。地元委員として、許可をとってくれということを打診していたところで、もう少しきつく言っていた方がよかったかなと思っています。このようなところが往々としてありますので無許可でこのようなことをされないように、気を付けてやっていきたいと思っています。以上です。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先程から事務局や現地調査委員の説明もございましたが、この件が出ましてから、2名の同意されていない方について、1名は会って話をし、もう一人の方については電話で話をしました。地元の方については〇〇〇〇さんとは近所であり、家の裏手に太陽光発電ができるということで不安を感じるということで同意ができないということでありました。〇〇〇〇の方は大勢の観光客が来ているということで、山村風景が壊れるという意見がありました。あくまでも反対ですということです。隣接同意は得られませんが、県の許可が出るようであれば、許可できない条件には当てはまらないと私は考えております。以上です。

愛須 局長 私ども現場も見て、県とも相談していますが、両者の反対意見は農地転用の反対の根拠にならないというのはありますが、農地転用の許可の一つの中に他法令の許可を受ける見込みがないと農地転用も許可は出しませんよというのがあります。市の景観条例の許可については審議会を行って、最終的に許可を出す予定になっています。県は許可ではなく、届出に対する承認なので、市が許可を出せば、県も出さざるを得ないということです。現場は谷間になっていまして、審議会としても周囲に植樹をして目隠しになるようにしなさいというように指導して許可するというのを聞いております。農業委員会としては今回、保留するというのは難しいのかなということで、委員の皆さんに審議をお願いしたいということでもあります。

議 長 今の、事務局の説明について、ご意見ございませんか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。図面は書き直してきたのか。

愛須 局長 市の景観審議会の方から、植樹をしたらどうかという指導があって、どのように植樹していくかということについては、今、作成中のようです。

議 長 他にありませんか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。このような事例の場合は、資料を提示していただけないかと思います。

愛須 局長 申し訳ありません。現場の状況を説明します。  
(ホワイトボードを使って現場の状況を説明する。)

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。今回、市の農業委員会で許可相当であるとする場合、景観条例の方で、出来るだけ植樹をしてくださいというのを、農業委員会が通ったから、植樹しないと、しかし、県では景観条例があるから、それを守らなければ、県の許可を出しませんよという、そのような足かせにはなるのですか。

愛須 局長 なりますね。県の景観条例の届出に対する承認というのが、まだ下りていません。それというのは市がまだ下ろしていないし、そのような条件が付いているので県も下りていないということです。県の景観条例の承認が下りないと、県の農業会議の許可もたぶん下ろさないだろうと、県も保留するということになるのではないかと思います。この植樹に対する計画を出さないと通らないという状況にきています。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲渡人は市の景観条例の指導に対しどうするのか。

岡内 係長 植栽しなさいという条件付きで許可を下ろすということです。それに基づいて植栽をしなければならぬということになると思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。その申請した人に事務局として直接お話はしていないのか。また、申請に来た時には景観条例の話はなかったのか。

愛須 局長 市の景観条例の申請は8月に出て、その後、2回の審議会にかけられています。審議会の許可が下りるまで、待っていたような状態で、許可が下りる見込みだということで11月末に農地転用申請を出してきたということなので、私の感触としては、慎重に進めてくれているなど、また、市の条件として植樹という話が出てくるだろうということをお話したことはあります。本人からは、わかりましたと、できる限りのことはさせてもらいますということでした。本来なら景観条例の許可を待ってから、農地転用の申請をしたらよかったです。ここまで伸びてきたということと隣接の同意ももらえてないということ、隣接者とは何度も交渉はしてもらっているのですが、最終的に申請書を提出してきたという経過ではないかと思えます。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。一つは農業委員会として、農地の保全とかいうことで判断すべき事案ということになれば認めるということになるのでしょうか。ただ、先程から他の問題があって、もし、田辺市の農業委員会でOKと言っても県の農業委員会が認めなかったら、アウトになるのです。だったら、それも風の悪い話ということになりますね。他の景観条例との問題が間違いなく承認されるだろうというところでした方がよいのでは。

議 長 県の農業会議は諮問会議ですので、駄目ですよということはないのですが、最終的な判断は知事がします。同意がとれていないということで、知事が許可を下ろさないということがあるかもしれませんが、県が現地調査をしている中で、田辺市がOKを出せば、許可となる可能性が高いだろうと思います。

愛須 局長 農業委員会は許可相当か不許可相当かを判断して県へ進達するというところで、知事の前に県の農業委員会にかけて意見を求める形です。ですので、許可相当として通しても、それに対して意見を付けるということは可能だと思いますので、市と県の景観条例の許可を条件に許可相当で進達していくというのはどうかと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。近隣の同意が取れていないということについて、農業委員会が、OK出せるのかどうか。

議 長 これは、地元委員さんが努力して折衝し、同意が得られない状況で、支障がなければ農業委員会は許可相当と判断せざるを得ないと思います。

愛須 局長 同意が少しでも取れる見込みがあるのなら、取ってくださいという指導はしています。同意が取れないなら、その後も理解を求めて、了解を得てくださいという話はしています。同意がないから、ここで留め置くというのは、この場合、ちょっと難しいかなと判断をせざるを得ないと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。その反対されている方については、農業委員会として許可相当と判断したという説明をしなくてよいのか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。正当な理由がないのに同意をいただけないのはおかしいということで農業委員会の判断で同意書無しで許可を下ろした例が過去にはありあました。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。同意をいただけない2人の方については、同意書がなくても、最終的に農業委員会で協議をして、許可相当と判断する場合はあることはお話しています。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇の太陽光パネルの許可を下ろしておいて、これを下ろさない訳にはいかないのでは。

愛須 局長 〇〇〇〇の件も県の景観条例の届出に対して、県知事が最終的に承認を出しています。その条件として、道路沿いに植樹してくださいという条件で県は承認し、最終的には、県の景観条例の承認を得て、農地転用も最終的に許可したということです。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。農業委員会は農地にどのくらいの影響があるかということ審議するところであるから、今の話だと周辺農地に影響はないでしょうということですので、許可せざるを得ないと思いますが、景観条例の許可等を条件に、許可相当とすればいいと思います。

議 長 今の意見でどうでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、わかりました。それでは2件の5条申請について異議なしということですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農

- 地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。
- 岡内 係長 5ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は26㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、当該地は昭和32年に私の実妹が父親から贈与を受けて住宅を建築しました。しかしながら地番が2筆に分かれていて、申請地の方は登記地目が畑で私の名義であることに気が付かず、現在まで経過してしまいましたとのことでもあります。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請場所は〇〇〇〇から西へ100mで現況は宅地です。東側と南側は隣家の宅地、北側は市道、西側は道路、周囲に農地はありません。非農地となった経緯は議案のとおりです。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは審議の方よろしくをお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおりです。異議ございません。
- 議 長 はい、それでは議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、1件異議なしとのこととさせていただきます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第5号農地の形状変更願について事務局の説明をお願いします。
- 岡内 係長 6ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,100㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して、梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇より東へ300m、現況は梅畑です。東側は農道と畑、西側は畑、南側は水路と畑、北側は県道です。地下水が多く、梅の生育が悪いので、盛土をして作業性を良くし改植したいとのこととあります。一度、改植したようで植え直しされた木も弱っていたようでありました。内容については盛土は約1m、境界から30cm逃げます。雨水は北側、東側、南側の水路へ流します。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは審議の方よろしくをお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおりです。異議ございません。
- 議 長 はい、議案第5号農地の形状変更願について、1件異議なしのこととご

ざいます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第6号農地等売渡あっせん申出について事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 7ページをお願いします。議案第6号農地等売渡あっせん申出についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は7,314㎡、他2筆、合計9,292㎡、作物は〇〇〇〇が梅とみかん、〇〇〇〇が梅、10アール当たり収穫量はそれぞれ1トン、希望価格は400万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、それでは地元委員さんの状況説明をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ここは〇〇〇〇の谷底にあります。〇〇〇〇の支流があり、約300mの川沿いで橋が2か所架かっています。モノラックもあります。1反くらいの平地と残りは傾斜地の梅畑で、北西向きの畑です。隣接の方も4軒ほどありますが、皆さん手一杯作っていますのでどうかわかりませんが、声を掛けたいと思っています。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第6号の1件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、私と地元の〇〇〇〇委員さん、隣接で〇〇〇〇委員さんです。以上1件、あっせん委員の皆さんよろしくをお願いします。続きまして、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

松平 主査 8ページをお願いします。報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕地、面積は1,569㎡の内85.5㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定で、無線基地局工事、鉄塔1本、機器装置一式が整備されます。以上農地法施行規則第53条第1項第14号による協議1件報告申し上げます。

議 長 報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局からの説明をお願いします。

松平 主査 9ページをお願いします。報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は172㎡、他1筆、合計373㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成27年6月1日、理由は梅付け場として貸すためです。以上1件報告申し上げます。

- 議 長 報告第2号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。続きまして、追加議案がございます。上程させていただいてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり。)
- 議 長 それでは、議案第1号農地法第3条申請について、事務局からの説明をお願いします。
- 松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5,869㎡、他1筆、合計10,625㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上1件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。今回売買登記することについて、異議ございません。
- 議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 それでは、そのようにさせていただきます。それでは他の案件ですが11月の県農業会議提出案件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 なければ事務局から報告があります。
- 愛須 局長 農業委員会法の改正についての説明あり。
- 議 長 他に何かございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございます。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後4時6分終了